

## 第3期第4回美術品補償制度部会 議事録

1. 日 時 平成25年11月25日(月) 14:00～16:00

2. 場 所 文部科学省東館 3F2特別会議室

3. 出席者 (委 員)

・鈴木部会長, 箱守部会長代理兼専門調査会長, 大原専門調査会長代理,  
岡部委員, 佐藤委員, 富田委員, 雪山委員, 白原委員

(ヒアリング)

**【全国美術館会議】**

企画担当幹事 村上 博也 氏

**【公益財団法人日本博物館協会】**

専務理事 半田 昌之 氏

**【一般社団法人日本損害保険協会】**

・一般社団法人日本損害保険協会

自動車・海上グループリーダー 大坪 護 氏

・株式会社損害保険ジャパン

企業商品業務部海上保険室 貨物保険グループリーダー 中村 隆久 氏

・三井住友海上火災保険株式会社

海上保険部 貨物業務チーム長 山田 直 氏

(事務局)

・山下文化財部長, 江崎美術学芸課長, 渡辺課長補佐,

松本美術品補償調査官

## 4. 概 要

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

(2) その他(非公開)

※議題(2)は、「文化審議会美術品補償制度部会の会議の公開について」(平成25年5月10日文化審議会美術品補償制度部会決定)により非公開。

(1) 美術品補償制度に係るヒアリング

鈴木部会長: それでは、美術品補償制度に係るヒアリングに入りますけれども、ヒアリングにつきましては今回で3回目になります。改めてヒアリングの趣旨を説明させていただきますと、展覧会における美術品損害の補償に関する法律におきましては、法律の施行後3年を目途に、法律の施行の状況や社会経済情勢の変化等を勘案いたしまして、補償契約による政府の補償の範囲について検討を行い、所要の措置を講ずることが定められております。

来年5月31日をもって法律の施行後3年を迎えることから、ヒアリングを実施いたしまして、本制度に係る問題点や議題を抽出して、その改善方策等について今後整理していきたいと考えています。本日は、全国美術館会議、公益財団法人日本博物館協会、一般社団法人日本損害保険協会の3団体からヒアリングを行います。

それでは初めに、全国美術館会議事務局企画担当幹事で当部会の専門調査会委員でもある村上様より御意見の発表をお願いいたします。10分程度で御意見を発表していただいた後、質疑、意見交換を20分程度お願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

全国美術館会議：全国美術館会議企画担当幹事の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございました。6枚どめの資料を持ってまいりましたが、全国美術館会議としての要望の趣旨はこの資料の中に書かれております。この資料に沿ってお話をさせていただきたいと思っております。

まず、この美術品補償制度の設立に関しまして、我々全国美術館会議がどのように受け止めているのかということをお話いたします。この制度は日本の展覧会関係者が非常に前から要望しておりまして、それでもなかなか実現できなかった制度ですが、これが一昨年創設されたということは、優れた美術展覧会が今後も継続的に開催されるために、また、ひいては文化の発展のために非常に大きな意義を持つものであったと私どもは受け止めております。そして、この法律の制定及び制度の実現に当たりまして、文化庁そして文化審議会をはじめとする関係者の皆様の多大な御尽力に深く敬意を表しております。

特にこの法律の中で非常に画期的だと思われる点は、適用対象となる展覧会の開催施設を国立の施設に限らず、登録博物館及び博物館相当施設、つまり公立・私立の美術館・博物館も適用対象としていることです。このことが法律ではっきりと定められたということは非常に大きな意義があると考えております。また、更にこれに続く第3条において、登録博物館及び博物館相当施設における展覧会の開催に資するよう契約に当たっては配慮すると、このことも恐らくこういった法律としては非常に例外的な特記であると思っておりますが、あえてこのように公立・私立の施設に対してこの制度が適用できるよう国が配慮すると、このことが法律ではっきりうたわれたことは非常に大きな意味があると受け止めております。

そして、これは何よりも質の高い展覧会を開催するというのが、それは誰がどこでやるかにかかわらず、全て国民の利益に資する事業であると。それゆえに国が支援する意義があるということが、この法律によってはっきりと認められました。全国美術館会議はこの制度を作るに当たって、制度の創設と並行して、できるだけ広い適用対象を設定していただくように国に対してお願いをしてまいりましたが、出来上がった法律はこの全国美術館会議の要望に非常に大きく応えていただいたものと考えておりますので、この点で法律の制

定のために御尽力いただいた皆様に本当に心から感謝しております。

なお、この美術品補償制度の設立のために全国美術館会議が提出した要望書が幾つかありますが、一番直近では平成22年に提出した要望書が資料の4枚目に添付されておりますので、御覧いただければと思います。

そして本日、この制度の運用から2年強を経ての問題点、課題と今後の改善策を検討するのがこのヒアリングの趣旨と受け止めておりますけれども、まずはこの制度の法律の趣旨がどういうものであったかと申しますと、文化庁は国会への法案の提出に当たって、「質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する」ということをこの法案の趣旨に掲げておりました。添付資料の後ろから2枚目に文化庁が法案提出に当たって公表された資料がありますけれども、こちらの趣旨の部分、特に「広く全国で開催」という部分が太字で強調されております。したがって、この制度の実績に関しては第一に適用展覧会が広く全国で開催されたかどうかということの評価することは必要であると思います。

これまで制度の適用が認められた展覧会は2年強のうちに12件ございますが、この実績を資料の3枚目に大まかな表で記しました。12件のうち、どの地域で開催されたかを最後の部分に記しておりますけれども、延べ25回のうち関東地方が13回、うち東京都が11回、東海5回、近畿4回、あとは中国、四国、九州各1回、そして北海道、東北、北陸といった地方では一度も適用展覧会は開催されていない。まだこの制度が始まって2年強ですけれども、これまでの実績を見る限り、少なくともまだ広く全国で開催されるという趣旨が十分に実現されるには至っていないというのが実情であると思います。また、この開催館の設置主体別に見ますと、一番上のところですが、12件のうち国立館のみの開催が5件、そして国立と公立合わせて巡回した展覧会は5件、12件中10件が国立を含む展覧会。そして、公立・私立のみで開催された展覧会は12件中2件にすぎません。これは法律第3条でせつかく公立・私立館への配慮が明記されていながら、実態としてはやはり公立、私立での展覧会の開催に資するという当初の目的はまだ十分に達成されていないと言わざるを得ないと思います。また、2年数か月間に12件という適用実績、これ自体も補償制度を持つ国の中ではやはり少ない部類に属します。これは資料の一番後ろのページに、欧州委員会でも2010年に作成された国家補償制度に関するレポートの中から統計を拾ったものですが、一番多いところでは例えばイギリスでは年間100件以上の適用がある。また、スウェーデンでは40件、フィンランドでは20件前後、あるいはスペインでも10件から20件と、盛んに補償制度が利用されている国に比べて、日本の適用実績は年に5件、あるいはそれ以下という数字はやはりまだまだ不十分であると言わざるを得ないと思います。

こういった実態としての問題点の原因は大きく言って以下の三点にあると思います。一つには、政令によって定められた総評価額50億円以上の展覧会に対してこの制度を適用するとされています。この条件にかなう展覧会はもともと非常に少数です。しかも、その大半は東京や関西というような大都市圏でな

ければなかなか開く機会の少ない展覧会であると。したがって、広く全国で開催されるようにということを目指すとしても、やはりこの50億円というハードルが非常に高いために、なかなか地方の公立・私立美術館ではこれだけの規模の展覧会を開催する機会自体はそもそも非常に少ないと、これがまず第1の大きな問題だと思います。そして、第二、第三、これはこれまでの過去のヒアリングでもいろいろな立場から指摘されたことであると思いますが、主催者の負担に比べて補償による経費上のメリットが薄い。また、三つ目としては海外の美術館にはまだ十分に補償制度が浸透していない、こういった問題点が考えられます。

次のページですが、これらを踏まえて全国美術館会議としての要望ですが、今回の制度の見直しは法律の附則に定められたとおり、「補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」という、この附則の定めるところに従って行われているものだと理解しております。

前項に挙げました三つの問題のうち②と③、これらは今回でなくても、もちろん見直しは必要ですが、特に今回でなくてもいつでも随時見直し、あるいは改善が可能なものであると考えます。それに対して、この①総評価額50億円以上というのは政令で定められた数字でございますので、これを改めるということは恐らく今回の法律に定められた見直しの機会を逃すと、今後またこれを改めるということは非常に難しいであろうと思います。したがって、全国美術館会議としては何よりも第一の、主催者自己負担分の50億円という額の抜本的な見直しをこの機会に検討をお願いしたいと思っております。

具体的には、通常損害の自己負担額50億円を地震やテロなどの特定損害の自己負担の下限額と同様、1億円まで下げる。このことを検討されるよう強く要望いたします。そして、このように現在50億円という非常に高い設定を大幅に下げることによって、より多くの美術館で行われる展覧会が申請可能になります。そしてその中からより質の高いもの、あるいはより安全性に配慮したもの、そういった適用に値する展覧会をむしろ選定していくと、そのことによってこの法律の本来の趣旨がよりよく実現することができるのではないかと考えております。

最後に繰り返しますが、全国美術館会議としてはこの制度の設立のために文化庁の皆さん、あるいは関係者の皆さんと一緒に非常に努力をしてみいましたので、是非この制度を本来の趣旨にそってより多くの国民の利益に資するような制度に発展させていただきよう、見直しをお願いしたいと考えております。

私のお話は以上です。どうもありがとうございました。

鈴木部会長：ありがとうございました。ただいまの御意見、御提言を受けまして、何か皆様から御質問、御意見等あれば御発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局に少しお聞きしたいのですが、申請件数ではなくて実際の実績につき

まして、実績がこういう数になっていますけれども、東北地方はゼロであるとのお話がありました。申請の実績というか、何かそういう数字は今、出せますか。

渡辺課長補佐：実際には申請があったものは全て美術品補償制度部会で審査いただき、答申をいただいておりますので、基本的には申請の件数が今の実績ということになろうかと思えます。

鈴木部会長：ほとんど一緒なんですね。

渡辺課長補佐：もちろん、事前の相談の段階で、制度の要件に合致しないとしてお断りする場合もありますけれども、補償制度の申請があった場合には、美術品補償制度部会での答申後に申請が取り下げられた場合を除いて、全て今のところは契約を結んでいるという状況でございます。

鈴木部会長：北海道、東北地方は今まで申請がゼロだったということになりますかね。

渡辺課長補佐：結果としてはそういうことでございます。

鈴木部会長：そういう事情もあると思えますけれども、なかなか施設等の問題もありまして、国立がどうしても多くなっていくということなんでしょうけれども、何か委員の皆様から御意見ございますか。

雪山委員：今、村上幹事が指摘された3点、これはこの委員会でもいつも問題になっていることです。確かにこの補償制度、私の伺っている限りでは最初は国立の美術館、博物館のみ適用するということを知りました。しかし、その後、全国美術館会議や関係者のいろいろな努力の成果として、国立のみならず公立、私立も適用されると、つまり主催者がどこであろうとやはり貴重な重要な展覧会は国民のために補償制度を使ってより大きな役割を果たせるようにすると、その趣旨は全く正しいと思う。これは私は文化庁の大変な英断だと思います。しかしながら、現実には実際に申請しているところ、あるいは恩恵を受けているところがごく一部に限られているということ、これは本来の制度の趣旨から随分外れていると思います。

そして、第一にやはり50億円という問題があります。例えば私は富山県立近代美術館の館長をしておりますけれども、私どもの美術館では外国から借りる作品の評価額の総額が50億円という展覧会はできないのです。多くの地方の美術館では申請もできないという状況にある。それを何とかやはり大幅に下げただけかかないとどうにもならないと。例えば1億円に引き下げた場合、もちろんそれだけ政府が賠償しなければならないリスクは大きくなるわけですが、そのリスクがどのくらいのものなのか、そういう試算はできないのか

どうか、それをお願いしたい。

それから、これは何度もここで話ししておりますけれども、今の制度では、大ざっぱに言って、政府の補償の対象になる額が例えば500億円でレンダーが1つの場合は明らかにメリットがありますけれども、もっと評価額の総額が少ない場合、レンダーが多岐にわたる場合には、このメリットが余りない。実は私は、この制度ができれば保険に関する負担が大幅に減るのではないかと考えておりましたが、余り減らない。場合によっては、この制度を使うよりも民間の保険会社を使った方が安く済むという現実があります。この保険の問題というのは、私は専門的知識がありませんので何とも申し上げようがありませんが、この問題をどうやって解決するか。

それから第三点として、海外の美術館に日本の補償制度が十分浸透していない。日本の補償制度を受け入れていない美術館が外国にはたくさんあります。ヨーロッパの美術館が受け入れていないところもあります。これは恐らくいろいろな保険の条件といますか、免責事項が多過ぎるとか、そういうことがあると思います。アメリカの場合でもそうかもしれませんが、アメリカの場合は民間経営ですから、これは少々別の問題が恐らくあると思います。つまり、民間の美術館が施設を運営する上で保険会社とやはり恒常的に関係を維持しておかなければならないという、恐らくそういう問題も絡んでいると思います。

とにかく、この三点の御指摘というのは私は全く同感です。これをここで抜本的に改善しなければ、この制度の先行きは暗いと思います。

鈴木部会長：ありがとうございます。

大原専門調査会長代理：今の村上幹事からの御指摘、御提案、本当に非常にそのとおりだと思います。また、この美術品補償制度を今まで適用されている美術館あるいは博物館、どこも大きな美術館ばかりでございます。ところが、やはり全国にはいわゆる小規模な美術館というのが数多くあるわけですし、その小規模美術館がまさに広く全国で開催されているものを作っていると思いますので、小規模美術館でも適用できるということをベースにしていかないと、とても発展していかないのではないかと思いますので、これが1億円が妥当か2億円が妥当か、その辺はよく分かりませんが、非常に討論すべき問題だと思います。

富田委員：今、非常に貴重な御指摘を頂いたと思いますが、50億円という金額については、私も勤めている美術館が都内にありますが、どちらかというと小規模館に近いと思いますが、50億円の総評価額を超える展覧会がないわけではありません。それで、私どもぐらいの規模の美術館であっても、例えば60億円、70億円というような金額の展覧会は十分やっていく余地はありますし、現実に新聞社の方から一緒にやりましょうと言われることもあるわけですが、その場合に、現行の制度で申請したときのメリットを考えると、やはり非常にメリットが薄く、結局申請しないでおくというような流れになってしま

がちなんです。それは多分、今後この50億円のままでいくとなると、恐らくそういう傾向がどんどん強くなっていくだろうと思います。個人的には新聞社の方ともよくお話をする機会がありますが、やはり今のままだと使いづらいつい御指摘が非常に多いので、この機会に少し抜本的に考え直すことは非常に重要なことではないかと思っております。

岡部委員： 村上幹事からの興味深いデータの提出、ありがとうございます。ここで驚くべきは、イギリスが1年に860件とか700件、それに比べてフランスは2件という、この2つの差の一番大きいものとなるのがこの補償額の50億円と、あるいはイギリスの場合は1億円ということでしょうか。この二つの比較について少し御意見をお伺いしたいのですが。

全国美術館会議： そうです。一つにフランスの場合には対象が国立美術館のみに限定されています。それから、補償の下限額が非常に高い。

岡部委員： たしか、日本より高いです。

箱守委員： 60億円ぐらいですか。

岡部委員： 日本より高かったことはたしかです。

箱守委員： 4,600万ユーロぐらいですか。

岡部委員： そうですね、60億円ぐらいだったと思います。

全国美術館会議： ですので、フランスの場合には実際にはグラン・パレでやるような本当に大規模な国際展しか対象にならない。それに対してイギリスは正反対の考え方で、美術館、図書館も含めてあらゆる文化施設が適用対象になる。

岡部委員： それは下限金額がないということですか。

全国美術館会議： 下限はほとんどないです。ただし一定の何か保証金のようなものを払わないといけないようですが、事実上、幾ら以上というような下限額はないと言っています。もちろん補償の下限額を下げると、当然その分、国が負うリスクは大きくなっていくわけですので、フランスの場合には国が大きなリスクを負う展覧会は限られていて、年に二つ、三つの展覧会のみ集中して国が補償する。一方でイギリスはあらゆる機会において国が補償する。そのかわり、やはり補償額の下限を下げると、事故が起きて国が実際に補償金を払わないといけないケースは生じるわけです。

ただし、イギリスの実例などを見ると、実際に事故が発生して国がお金を持

ち主に払わなければならないケースは非常に少ない。また、金額も非常に小さいということですから、やはり国家補償制度は非常に有効な制度であるということはヨーロッパ全体で認識されていると思います。

特にヨーロッパの美術館、博物館の関係者の間では、できるだけそれぞれの国の補償制度を尊重してお互いに相手の国の補償制度を認めて、できるだけ文化財の共有を図りましょうという精神が十分強くあると思います。

ですので、もちろんリスクの問題はありますけれども、現実には例えば1億円を超えるような被害は、めったに起こらない。これは少なくとも盗難といったリスクを十分避けることによってかなりの部分を回避できますし、また災害に関しては、しっかりした施設を造ることで、作品が被害を受けることも避けられる。ですので、もっと補償額の下限を下げて、950億円という額はなかなか変えられないと思いますが、より低いところから国が補償するということに変えたとしても、実際にはリスクは高くなるというよりほとんど同じではないかと私は考えております。これはヨーロッパやアメリカの実例からも言えることかと思えます。

岡部委員： もう一つ質問させていただきたいのですが、フランスは相手国の国家補償を余り受け入れていないように思いますが、イギリスはどのようなのでしょうか。

全国美術館会議： イギリスでも、美術館によっては日本の補償制度をまだ受け入れていないところもあるようです。なかなかそういう相互関係というのがうまくできてはいないのですけれども、こちらが向こうの制度を受け入れているのだから、そちらもこちらが借りる場合には日本の制度を認めてほしい、ともう少し美術館側でも主張するよう努力する余地はあるとは思っております。

岡部委員： 分かりました。ありがとうございました。

鈴木部会長： 今のお話はこの参考にもあります、各国の制度の概要という資料に大体載っていますけれども、4年前のデータですので、事務局で最新のデータを集めていただくように努力していただければと思います。

渡辺課長補佐： はい。

白原委員： 今、岡部委員からおっしゃっていただいた、各国間の違いというところを私も少し申し上げようと思っていたところですが、イギリスの例を挙げると、やはり国家補償を使つての展覧会の在り方自体にも非常に大きな影響があると思っております。つまり、一点でも、どうしても海外から借りたいという作品があるときに、学芸員が海外から作品を借りるときの大きなハードルを低くしてくれているので、一点、二点お借りすることでより充実したストーリーを作りたいということがヨーロッパでは可能になっており、非常に小さな美術館にと



って大きな助けになっているのではないかと、大英博物館の学芸員と話をしたことがございます。

実際に50億円という条件をクリアして60億円、70億円の総評価額になったときに制度に申請できるかといえば、先ほど雪山委員がおっしゃったように、実際の手続に当たり、一つ問題なのは、保険料の支払の負担が非常に大きいということだと思います。50億円を超えたからといって補償制度のメリットがあるかという、かなり上回らないと、実際にメリットがあったという意識には至らないというのが現実ではないかと思えます。

お伺いしたいのは、この制度を作られたときに、どの国の制度を目標にしたのでしょうか、そして、例えばこの中で参考になるような目標数になるというのがどの国の型と何か言えるものがあるのか。

ちなみに、アメリカの例はここには入っておりませんが、レジストラから聞いた話では、アメリカでは年間に1館当たり1本の申請と聞いたことがあります。つまり、その年に行われる一番大きな展覧会をNEAに申請して、一番大きなメリットを獲得するというようなシステムがアメリカにはあるように聞いております。

以上です。

全国美術館会議：私も設立のために箱守委員をはじめ様々な方、あるいは文化庁の方と、どのような制度にするか議論してきましたけれども、その中で当時の文化庁の担当者は、年間10件程度の適用ということ想定しておられました。これは総評価額100億円を超える規模の展覧会が、美術館や新聞社に聞いて調べてみると年間10件ぐらいで、それらを全てカバーするような制度を想定されていた。ですので、フランス的な考え方で、ただし適応件数はフランスよりも多いというところからスタートするというのが、設立に関わった方々の共通する思いであったと思います。やはり最初は非常に確実なところからスタートしてだんだん大きく育てていこうということが共通認識でした。

ですので、これまで年間10件の目標のところを、年間5件ぐらいにしか達していない、それはそれでももちろん問題があるのですけれども、少なくとも制度が動き出して、これまで実際に国が補償しないといけないような事故は発生していないということは、実績として評価すべき面でもあると思いますので、当初の趣旨に添って、最初は小さく作ったけれども、だんだん大きな制度にしていくということを、是非文化庁の方々にも引き続き御努力をお願いしたいと思っております。

担当の方がかわられると、作ったときの思いが、なかなか受け継がれていけない面もあるのではないかと思いますけれども、当初は財務省から、国だけだったらまだ分かるが、公立、私立の展覧会に国が補償することは財政的立場からすればあり得ないと言われていました。しかし、当時の文化庁の担当者が非常に努力し、理解してくださる議員さんもいて、公立、私立の美術館も全て認められることになりました。しかも、より配慮するという文書まで法律

に盛り込んでいただいた。

ですので、この法律自体は非常にすばらしい法律で、イギリスと同等ぐらいの非常にすばらしい法律だと思います。あとは、そこまでして作った制度ですから、実際に公立、私立の美術館がもっと使えるように、これから見直しをして、本当に使える制度にさせていただきたいというのが我々の要望です。

補足ですが、実際に事故の統計が欧州委員会の中で出されているのですが、ヨーロッパで2003年から2008年の間にそれぞれの国の国家補償が適用された展覧会は全部で5,174件、そのうち事故が発生した展覧会は7件。そして、国が補償した金額、国が支払った金額の総額は7件で合わせて約8万ユーロ。つまり約1,000万円です。6年間で約5,000件の展覧会に適用して、補償したのは1,000万円。平均すればヨーロッパ全体で年間百数十万円ぐらいの補償は実際にされているということですがけれども、実際に適用された展覧会の総評価額の大きさに比べれば、事故による補償額は圧倒的に小さな額と言えらると思います。

鈴木部会長：話は尽きませんが、時間になりましたので全国美術館会議からのヒアリングは以上とさせていただきます。全国美術館会議の村上幹事におかれましては、貴重な御意見・御提言をありがとうございました。

全国美術館会議：ありがとうございました。

鈴木部会長：続きまして、公益財団法人日本博物館協会専務理事の半田様より御意見の発表をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

日本博物館協会：公益財団法人日本博物館協会の半田でございます。こういう場を与えていただきまして、まことにありがとうございます。この美術品の国家補償制度の制定につきましては、日本博物館協会も制度導入に関して関わりを持ってきたわけですがけれども、全国美術館会議の方が非常に初期から取り組まれ、主体的な役割を果たしてこられたということと、「美術品」というタイトルのもとにあるこの制度について、日本博物館協会としては、博物館が捉える範囲が美術館だけではなくて歴史博物館、郷土資料館、それから動物園、水族館、植物園も含めた分野を調整するという基幹的な役割というところから、全国美術館会議ほどの関わりの深さを持っていないとは言えるかと思えますけれども、一義的にこの制度の導入については日本博物館協会としては意義あることであると、逆に博物館の現場の方々の念願でもあるというところはよく理解しているところでございまして、この法制化、それから導入については全く異議はありません。本当にいい制度が導入されたというところについては、これまでの委員会での御議論、それから文化庁をはじめとする関係者の方々に改めて深く感謝を申し上げるところでございます。

その後、この制度が導入されたこの数年間の状況を日本博物館協会として見

てきた一つの見解を、このヒアリングの場で資料を御提示していないところについて一つ理由がありまして、日本博物館協会としてこのヒアリングの場で配付資料をお配りするというコンセンサスがとれていないことが一つございます。私の個人的な意見をヒアリングの資料として文字化して配るということには少し躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>するところがあったので、今日は配布資料なしということで失礼を申し上げる次第でございます。

一つは、この2年間の中で日本博物館協会として考えておりますのは、やはりこの美術品国家補償制度が個々の博物館に対して余り周知されていないという実態を実感しております。全国10の支部を日本博物館協会は持っておりますけれども、北海道から九州までその支部の総会等に出向く機会の中でこの国家補償制度の導入については話題にさせていただき、機会があれば御活用という話をしておりますけれども、多くの本来は対象となる展覧会を企画することが可能な博物館においても、この制度は自分たちの博物館とは関係ないところにある制度ではないかというニュアンスが非常に強い感じを受けてございます。

これについては、先ほど雪山委員からも御発言がございましたけれども、文部科学省の社会教育調査によりますと、5,800弱の博物館が日本に存在するというデータがある中で、多くを歴史系の歴史博物館、民俗博物館系が占めている。また、総合博物館の県立レベルで美術部門を持っている博物館、国に次ぐ規模を期待されている博物館においても、今や年間の企画展、特別展の開催予算が3,000万円ないというような博物館は半数以上ございます。

その中で例えば3,000万円の予算があって3回の特別展を企画しようとする、1回に投入できる自己資金は1,000万円ということでございますので、その自己資金1,000万円を使ってできる範囲の特別展しか開催できないという経営的な制限の中で、この制度をいかに活用するかといっても、それは余り現実的な問題ではないというのが地方の公共博物館を含めた博物館、美術館の実感ではないかと考えているところでございます。片や国立あるいは新聞社との共催関係を結んでの大きな規模での展覧会というのは、やはり箱としての規模も求められますし、興行的な採算というものも、もちろん求められるわけですから、そこは全国美術館会議の村上幹事が御提示いただいたデータのように、どうしても東京を中心とする大都市圏の大型の箱を持つ博物館に集約されていかざるを得ないという傾向は、やはり否めないところがあると思います。

この制度が、言葉が少し適切ではないかもしれませんが、中途半端な形で地方に波及していくということになりますと、先ほど申し上げましたように地方の博物館が財政的に非常に厳しい状況の中で、本来的には意味のある、学芸員の地道な調査、研究を外部に発信していくという地域においても、逆に、国においても意義のあるような内容のある特別展、企画展の開催がどちらかというと指定され、お客さんが入る興行的な成果が期待できる特別展を優先順位の高いところに設置者も置きがちだという傾向は今でも表れておりますので、

そういう興行的にお客さんの数が入るとか、名品を見ることができるといふ名目の中で、学芸員の日頃からの調査、研究の成果が発揮される機会とは少し違う展覧会が地方の公共博物館の中で行われる傾向に拍車がかかっていくことについて、日本博物館協会としては歯どめをかけたいと考えているところでございます。

それからもう一つ、日本博物館協会については国内における美術品の国家補償制度の広報については、お役に立てる部分においてはできるだけお役に立ちたいと思ひまして、周知に努めてきているところですが、片や ICOM (国際博物館会議) の日本事務局も日本博物館協会が仰せつかって回しているところからいいますと、日本にこういう国家補償制度が出来上がり、機能し始めているという情報を ICOM の方から発信するというのも一つの手だてかなと考えているところでございます。

もう一つ、問題意識として持っておりますのは、先ほども登録博物館と博物館相当施設がこの制度のターゲットになっているというお話がございましたけれども、この制度が走り出して以来、当初は博物館類似施設であった大きな箱を持つ博物館が博物館相当施設に登録をしたという事実が何例かございます。なぜ、この機に博物館相当施設になったのですかという水面下でのインタビューに対して、やはりこの制度を使うためだとお答えになった館が複数館ございました。これはそれなりにいい傾向だと思ひました。なぜいい傾向かといいますと、やはり博物館相当施設という一つの博物館的な分類が現行の博物館法の中で規定されているのであれば、その基準を満たす博物館が相当施設になっていただけるというのは、制度的、法的にも望ましい傾向だと思ひます。ただ、理由そのものがこの制度を利用できるようになるからということだけでは、法の精神であるとか期待される場所とは少し本末転倒になるリスクを担っているのではないかと、潜在的にそういうリスクがあるのではないかと思ひます。

こうした観点からいうと、この美術品国家補償制度を今後長い目で見て育てていく上では、やはり日本の博物館の登録制度の在り方自体が現行の博物館法とどこが乖離かいりしているのか、どこがそぐわないのかということに目を向けて、その法的な総括法である博物館法の改正も視野に入れて、その下で、この制度の充実を図っていくことの御議論をしていただきたいと思ひます。

それともう一つ、そもそもこの制度がなるべく少ないリスクの中で順調に機能していくためには、根本となる対象の美術品の取扱いそのもののスキルとノウハウがきちっとレベルアップしていくことがどうしても不可欠だと日本博物館協会としては認識をしてございまして、その関連もあり、美術品梱包輸送技能検定というものを今、制度として定着するべく進めているところでございます。これは今のところ、美術品を専門に扱う部門を持っていらっしゃる業者の社員さんに限って、3級、2級、1級という3段階の等級を認定する制度としてスタートしております。2年前に3級を試行でやりまして、昨年度2級を試行、そして今年度年明けに1級を試行ということで、受験者を募り実施をしているところでございます。

この制度のもう一つのゴールは、現場の学芸員たちが今、美術品そのものを取り扱うスキル、ノウハウを継承する機会がだんだんと失われて、現場の学芸員が持っているスキルもレベルが低下しているという危機感の中にあるというのが、今、業者限定でやっている制度のもう一つ先のゴールにあるわけです。

一つの危惧としては、この美術品の国家補償制度の下にある展覧会がリスクヘッジという観点から、例えば物を取り扱えるのは契約した専門業者の人間だけであり、展示作業と撤去作業は学芸員が手を出せなくなるリスクを若干私は感じているところです。この補償制度の中で展覧会で物を貸す場合、それから借りる場合、学芸員がクーリエとして同行してくるというケースは一般的でございますけれども、実際に陳列ケースの中に開梱かいこんをして物を運び入れるのは業者が普通にやることだと思いますけれども、最終的にその作品をどうセッティングして最終調整をするのかというのは、私のセンスからいうとやはりこれは学芸員の仕事だろうと思っているところでございますけれども、そこに新しいリスクが加わるということが問題になって、そこの作業も業者がやると。逆に業者しかできないということになることが、本当にさまつなレベルではありませんけれども、ないようにきちっと最終的なチェック者というのは専門スキル、ノウハウを持った学芸員であるというところでこの制度が運用されていくべきではないかと、どこかで担保できるといいかなと考えているところです。

それと最後になりますけれども、やはり日本博物館協会としてもこの制度を2年間見てきた中で、全国美術館会議の村上幹事がおっしゃった下限50億円というのが、冒頭に申し上げた地方を中心とする公立博物館の方々自分たちと関わりのない制度ではないかと感じている一つの大きな背景として、この下限額50億円というのがやはり存在していると思います。総評価額50億円の展覧会は今や県立レベルの総合博物館では全く企画不可能と言ってもいいぐらいの規模の展覧会でございますので、その一点豪華主義的な作品を多くの方に見せるということも必要である反面、本当に意味のあるコンテンツを持った作品をより多くの国民に見ていただける機会を増やしていくということがこの制度の根幹にあるということであるならば、この下限50億円は是非この機会に見直していただきたいということを最後に申し上げまして、一応の今回の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

鈴木部会長：ありがとうございました。何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

箱守委員：私もこの制度の立ち上げのときから関わった中で、ある程度小さく作って大きく育てるということを考えていたというのは先ほど全国美術館会議の村上幹事がおっしゃったとおりなんですけれども、そういう中で50億円の見直しは1回限りなのでしょうか。事務局にお伺いしたいのは、3年を目途に見直しますと、その後はもう見直しがないということなのか、それによっても随分50億円の見直しの議論が違ってくると思います。例えばアメリカの場合ですと、何年かに1度、事故がなく運営している実態を基に国家補償の下限額を下げた

り上限額を上げたりということをお大統領、日本は大統領制ではないけれども、大統領が決定して実行してきているという実態がありますが、この制度を一気に、例えば先ほど村上幹事がおっしゃったように、これ以上変えようがないのであれば、例えば1億円まで法律の面を変えてしまって、後で運用上徐々に下げていくというようなことができるのかどうかと、こういうことをまず一つ伺いしたいです。

なぜそういうことを申し上げているかという点、先ほどからいろいろ美術品の扱いの問題といいますか、リスクの金額を下げるのはいいとは思いますが、ただ一つだけ問題なのは、やはり事故があれば補償金を支払わなければいけないということがあるので、日本の場合には、学芸員の制度はあるけれども、保存修復家がいる美術館や博物館はごく限られたところになっているわけで、そういう制度が伴わない中で例えば1億円に下げてしまって、どこもかしこもということになるとリスクの問題がやっぱりあるのかなと。

ですから、例えば先ほど日本博物館協会の半田理事がおっしゃったように、資格を持ったとかそういうようなことを入れていくのか、その辺は分かりませんが、ただこの補償制度の会議の中では、審査の中でどこが扱ってどうなんだということは慎重に審査をし、リスクを判断した上でこれはこうすべきと。こういう点は例えばリスクが少なくなるようにこう改善してくださいということをお申し上げて、それで承認というような形になっているかと思うのですが、そういうことを例えば1億円に引き下げてしまうと実務的に何十件も申請が出てきてしまい、今の人数、体制では少し実務的に難しいのではないかと思います。例えば、1億円になったときに100件も申請が来てしまったら、どう評価するのかということはおなかなか難しいのではないかと思います。ですから徐々に下げていくというか、そういうことが好ましいのではないかとはいえませんが、私は思っているのですが、ただ50億円は変えられないと、1度だけでもうチャンスがないということであれば、もうなるべく低くというぐあいには考えるわけですが。

前から申し上げているように、車の両輪として、国家補償制度と、美術品をいろいろ扱う施設、輸送方法、取扱い方法、こういうものの柱も両方ないと、うまく回っていかないということは私は申し上げているかと思うのですが、そういう部分の金額だけ下げる方が先に行ってしまうと、こっち側が全然整わないというところでその方向に入ってしまうのはどうかと、少し危惧はする点ではあります。

江崎美術学芸課長：法律の附則に書いてある見直しというのは、義務として政府に課されておまして、これ1回だけということはないと思っています。ですから、少なくとも法律の施行後3年というところでの見直しを1回は必ずやるということは義務として課されておまして、その後は、制度の運用状況に応じて改善ということは考えられるべきだろうと思っています。

箱守委員がおっしゃるとおりで、やはり50億円を引き下げるとなると恐ら

くは、今よりもっと厳しい審査をすべきとか、そういうことが条件として課される可能性はあると思っていますので、更に丁寧な審査となると、もし件数が30倍、40倍になると果たして委員の皆さんに審査をお願いしたときに、それが耐えられるかというのはあるのではないかと考えています。

鈴木部会長：例えば来年度、改正されたとして、また附則にそういうことを書いていただければいいわけですね。

江崎美術学芸課長：法律事項で変えなければいけないという御意見は今のところ頂いておりませんが、例えば50億円については政令に記載されておりますが、これは改正する場合においては、国会の承認を得る必要はないので、政府として意思決定をするという形だと思います。

鈴木部会長：これは日本博物館協会の方は御存じかもしれませんが、外国から作品を借り受けて開催する展覧会の件数は年間どのくらいあるか分かりますでしょうか。

日本博物館協会：その実数は把握できていません。

鈴木部会長：例えば、1億円まで引き下げた場合、どのくらいの申請が出てくる可能性があると思いますか。

日本博物館協会：1億円まで引き下げてもさほど申請が増えるとは、私は実感としては感じていません。50億円でも1億円でも同じくらい厳しい状況があると思いますので。

鈴木部会長：10倍ぐらいにはなるということですか。

日本博物館協会：いや、そこまで増えないと思いますけれども。

鈴木部会長：そこまでいかない。

日本博物館協会：実態としては、そう思います。

岡部委員：先ほど白原委員が質問した、基本的にこの制度を作ったときにどこの国の制度を一番中心に参考にされたかということですが、フランスでよろしいのですか。フランスということですね。あともう一つお聞きしたいのは、多分、全国美術館会議の村上幹事はこの制度を適用した展覧会を経験されていますよね。その場合、先ほど日本博物館協会の半田専務理事がおっしゃったように、展示をするときにかなりいつもと違う制限があったのでしょうか。

全国美術館会議：こちらとしては通常と変わらずというか、適用されるされないにかかわらず、とにかく最大限の注意を払って作品を預かって展示をするということは基本的には変わりません。ただ、実際たまたま最初の適用例だったということもあって、文化庁の方が視察に来られたりとかそういうことはありましたけれども、我々美術館側としては適用されたときだけこういう厳重なリスク管理をして、それ以外は適当にとかそういうことはやっております。

岡部委員： 分かりました。ありがとうございました。

白原委員： 今までこの2年間に、いろいろな国家補償申請の審査の場に立ち合わせていただいた者として、今、半田専務理事からのお話で博物館相当施設に最近あったところがあって、それがこの国家補償を申請できるか、このことはポジティブに考えていいのではないかと考えています。単純かもしれませんが、少し思った次第です。と申しますのは、申請ができるからといって受かるわけではないというか、そこに私どもがやってきた非常に厳しい審査基準をクリアしてくださるチャレンジ精神をお持ちになったということの評価すべきではないと思っております。

時として、それが恐らく新聞社や放送局からは厳し過ぎるという御指摘もあるくらい高いハードルを実は設けてきているのではないかなという気がしております。それをクリアしてくださることが、この制度のもう一つの副産物というよりも産物の一つであるところの美術館・博物館施設、そしてそのモラルやスキルの向上というものにそのハードルを越えていただくということで、徐々に底上げが図れるのではないかとすることが多分目的の一つではないかと思っております。

ただし、私どもの今までの審査が委員の先生方、私もそうですが、このぐらいの分厚い資料を1冊か2冊というか、10センチ、15センチぐらいの厚い資料を毎回数日間かけて読み込んで、そして的確と思われる指示なりお願いなり、指導ということもさせていただいておりますが、もし件数が増えていくということでの審査上の質の低下というか、そのあたりに目が届かなくなるのではないかと心配もあるのですが、1回でも審査基準のハードルを越えた施設は、何らかの変更がない限りは1回目の申請時と同じ書類でほぼいけるという部分もあるのではないかと思うのです。ですから、申請実績のある美術館、博物館であれば審査がよりしやすくなるというか、最初のハードルが越えやすくなるというのは当然考えられることではないかと思っております。むしろアメリカではそれをメリットと考え、1回そのハードルを越えた美術館、博物館はAランクというお墨付きを頂くと。何か旅館でいうところの優良施設のような、そういう看板を持って次回申請が非常に楽になるところがありますので、件数が増えるということはそういう体制作りを考えるべきではないかなと思います。



それから、もう一つは、半田専務理事のお話に関して、業者が作品を扱う際の最終的な責任者でないのはもちろん当然のことだと思いますし、アメリカやヨーロッパの場合、アートハンドラーという職種が独立してはいるんですが、ただしやはり海外に作品を運ぶときにアートハンドラーという身分で行くのではなく、飽くまでも美術館の全権を委任されたクーリエという別なポジションとして作品に同行するというふうに私は記憶しておりますので、その申請時に誰が双方の博物館、美術館の作品を扱う責任者となるのかと。これはもちろん業者ではなく、それぞれの所蔵者と借用者側の担当者であり、それをきちっと明記し、その人たちについても審査のときには今までの業績を問うていると思いますので、そうした経験のある方というのも一つ審査基準になっているということは申し上げたいと思いました。

鈴木部会長：今の取扱いについては、私が現場にいた3、40年前の話ですけれども、あの頃はもう学芸員が自分でやったような経験もありますけれども、だんだんそれがやはりリスクを怖がるというところが出てきたのでしょうか。学芸員にやらせなくなってしまった。やりたくないという話もありますし。まあ難しいことだと思いますけれども。

それから、少し最初にお話になったことで、いい施設を持っているところは2回目、3回目という話ですけれども、例えば公開承認施設なんかそういうやり方をしていたと思いますけれども、少し紹介していただければ。

江崎美術学芸課長：公開承認施設という制度があります。これは文化財保護法に基づいた制度ですけれども、ある一定の基準をクリアした美術館あるいは博物館については、通常所有者以外が国宝・重要文化財を公開する場合は文化庁長官の許可が必要になりますが、この公開承認施設に承認されれば、国宝、重要文化財の公開許可申請は不要であり、事後の届出で足りるという制度になっています。ですから、文化庁による公開承認施設の審査は、結構厳しい基準があります。以上です。

鈴木部会長：公開承認施設の制度は、一度承認されれば5年間有効でしたでしょうか。

江崎美術学芸課長：5年間有効です。

鈴木部会長：5年間は審査の必要がないということですよ。ですから、そういうことはこの国家補償制度でも可能ではないかという気はしますよね。

白原委員：施設のみならず、そこに作品を海外から借りてくるだけのスキルやそれだけの体制を整えているかということが、もう一つ高いハードルになってくるのではないかと思います。

鈴木部会長： ええ、両方含めてですね。ただ、見直しをする必要がありますね。変わることも時々ありますから。

白原委員： そうですね。時々アメリカでも視察団というのが回って、抜き打ち的にというわけではありませんが、チェックに行っているとも聞いております。

岡部委員： フランスの制度を中心に考えられたということなので、調べられていないかもしれませんが、イギリスの場合は、年間800件とか900件はどのような形で、どのような方たちが国家補償を認めているのかということは御存じでしょうか。

箱守委員： はい、知っています。先ほど、全国美術館会議の村上幹事がいろいろと御説明されましたので申し上げますでしたが、1996年ごろの第1回の国家補償制度の調査のときにイギリス、フランスを調査していて、その際にイギリスは実は国立館はファクス1枚で申請の承認がなされると。審査というのではなくて、国立館はファクスを送れば、それでその件は対象になるという、だからこそ、それだけの数が多分あるわけで、その1件1件の申請を審査するという体制ではないようです。

岡部委員： イギリスは審査がないということですか。その他の国はあると。

箱守委員： はい。

岡部委員： 国立レベル以外はあるということですか。

箱守委員： そうです。あともう一つは、そのとき聞いた記憶では、アメリカに比べるとイギリスはやはり事故が多かったように記憶しております。審査基準が少し緩いから事故が結構あるようなことを報告で聞いた記憶はあります。ただ、それが何件でどうだったかというのは少し分からないのですが、文化庁の過去の調査報告があると思いますので、それを少し御覧になって調べていただけたら有り難いと思います。

岡部委員： というのは、すごく幅が広がると、委員が知らない美術館ばかりとなった場合に、一体どうやって審議されているのかと思ったのですが。

渡辺課長補佐： 事務局が過去に調べた限りでは、イギリスの場合は文化・メディア・スポーツ省の外部組織が審査を実施しているということであり、国立美術館の場合は、先ほど箱守委員がおっしゃるように、何か証明書を提出するだけでいいとされており、一方で公立、私立の美術館の場合には審査をする機関に詳細な情報を提出するということなのですが、やはり国立と公立、私立では少し取扱い

は違うということです。いずれにしても、国立美術館の場合はどうもその補償を受ける1週間前までに申請すればいいというようなことになっているようですので、かなり審査は簡便なものになっているのではないかなという想像はされます。

鈴木部会長：時間が参りましたのでヒアリングは以上といたしたいと思います。どうもありがとうございました。続きまして、一般社団法人日本損害保険協会の自動車・海上グループリーダーの大坪様より御意見の発表をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

日本損害保険協会：御紹介いただきました日本損害保険協会の大坪と申します。お招きいただきましてありがとうございます。私ども日本損害保険協会としまして制度創設のときからコメント等を差し上げていますので、本日も3年目ということでございますので、コメントを用意させていただきます。

資料はあらかじめお手元の資料2ということでコメントペーパー1枚だけ御用意させていただいております。まず、本制度の創設によりまして、どのような効果があったのかということをつぶさに振り返って見させていただきますと、ここに書いてあるとおりでございますけれども、これまでこちらのヒアリングの中でのお話も伺っておりますが、この制度によりましてそもそも開催が難しかった展覧会や作品を来日させることが可能になったというコメントも伺っておりますので、これについては大変喜ばしいことだと考えております。そういう意味では、本制度導入の目的の一つはこういったもので達成できたということなんだろうと思っております。

保険に関しましても国家補償がついているということでございまして、引受け能力、これはキャパシティーというふうに私どもは呼んでおりますけれども、そのキャパシティー自体は増えただろうということでございます。したがって、保険料負担の削減には一定寄与しているんだろうなということで認識しております。

どうしてかといいますと、私ども民間保険会社の保険料もこのおかげで減っているというのも事実でございますので、50億円を超えた部分は国家補償が適用されれば、その部分の保険料は当然減るわけですから、保険料収入も減少しているという事実からも、実際にこういったところで保険料負担の削減には一定ではありますけれども寄与された制度だろうと理解してございます。

補償内容等につきましてどうかというお話については、現時点では現行どおりで問題ないと考えてございますが、これは今後の課題ということでこの後、御説明申し上げますけれども、国家補償の内容といわゆる民間の御提供している保険の内容とは若干違っております。

特に途中で一度約款の見直しが行われて、また若干変わるようになってきたというものでございまして、特にテロ免責、あるいはテロをカバーするのか、こういったところが若干ずれているところがございます。差違があつてはいけ

ないということを申し上げているのではないのですが、事故発生時の査定の際に、この辺りは問題になるのではないかなということ、保険をやっている立場から申し上げますと若干懸念がありますので、今後の課題として是非御検討を頂ければということ、資料の2番目にまとめさせていただいております。こちらに書いておりますけれども、実際にはこれは、制度の立ち上げ時からの問題といいますか、検討しなければいけないという課題としてお示しさせていただいております。制度立ち上げ、これは、23年の6月ということで、3月の震災後の6月ということなのですけれども、そもそもこの50億円を超えて国家補償制度が稼働するということですので、実際に稼働することというのはあるのかなのかというのが皆さん今、限度額ということでもお話しされているかもしれませんが、保険というもの、そもそも起こらないであろうけれども起こると大変だというところが、特にこういった大きな金額のものはなかなか統計的には確率がとれないのですが、一度起こってしまうと大変なものになるということでございます。

したがって、実際に災害が起こったとき、特に自然災害、先ほどテロの話も申し上げましたけれども、国家補償制度では一定のテロリスクということもカバーしているということであれば、国内において起こるかどうかは別にしまして、実際の査定では一体どこに責任があるのか、誰に責任があるのか、こういったもめごとに必ず巻き込まれるということでございます。

本件、先ほど12件の契約があったということで、その中で政府補償が稼働したような事故はなかったとは認識してございますけれども、そういった意味では問題は顕在化しておりませんが、政府補償の法律になりますけれども、13条に査定について民間に委託するという文言がございます。13条におきまして、補償契約に基づく業務の一部を保険業法に基づく保険会社に委託することができるという規定が実際に作られておまして、更に具体的に言いますと、こういった中身についてということは書かれてはいるのですが、具体的に何を委託するのかが書かれておらず、施行規則の8条に補償金額の算定ですとか、政府が支払うべき補償金の送金ですとか、こういった業務を委託するということはざっくり規定はされておりますけれども、細かいところまでは実際に詰まっています。これはまだ事故が起こっていないので、そういう意味で先ほど申し上げましたように課題が顕在化していないものですから、事故が起こってからではなく、ここをあらかじめ想定して検討しなければいけないのではないかと考えてございます。

先ほど申し上げましたように、民間補償部分の約款に従って損害保険会社は当然自分が責任を負った部分、例えば現行50億円であればそこまでの査定はすることになります。ただ、それだけでは十分でないケース、要するに民間がカバーしないけれども国家補償がカバーするとなりますと、我々は有無責と呼んでいますけれども、どちらに責任があるのかという判定で国家補償と民間の補償で若干そごが出る、飽くまで可能性ですけれども、そういったことがございます。したがって、あらかじめ民間損害保険会社に査定の部分を委託さ

れるということであれば一体どういう業務を委託すべきなのか、その内容等についてあらかじめ定めておいた方がいいのかということで課題として提示させていただいております。

さらに、可能性ばかり申し上げるようで恐縮なのですが、仮に民間補償部分は日本の損害保険会社ではなくて海外の損害保険会社、アメリカ等のお話も出ておりますけれども、アメリカの物件については、アメリカの保険会社でなければ嫌だという所有者が仮にあったときに、日本の保険会社が一切保険を御提供していないというケースもあろうかと存じます。そうしたときに、査定はどこに委託するのかということも考慮しておかなければいけないのかなという懸念を持っております。この場合、補償を提供している海外の保険会社に、50億円までの部分、それから50億円を超えた部分を査定してくれということも考えられるのでしようけれども、逆に言いますとそれでは査定の部分だけ日本国内の損害保険会社をお願いしたいと、こういったことになってなかなか難しいのかなということも推察されるということでございます。

また、一体どこの役割を誰が担うのかという意味では、私ども例えば損害額が幾らになるのかという査定は民間で行ったとしても、支払をどうするのかという判断というのは、民間の保険であれば民間保険会社が引き受けている責任がございまして、払うか払わないかということで決断しなければいけないのですが、それでは政府補償部分というのは査定が50億円を超えたから必ず払うのかどうなのかというより、むしろ払う払わないということを決断しなければいけないということにもなるかと思っておりますので、この役割、あるいは訴訟になったときの立ち位置というのでしょうか、誰が主体となってその訴訟を請け負うのか、こういったこともあらかじめ明確にしておかないと、いざとなったときに困るのではないかとございまして。幸いこの2年半、そういったことはなかったとございましてけれども、制度としまして責任を預かるという立場からも、私どもも委託されるということも想定すれば是非、共同で検討させていただければということも考えておりますので、御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

私どものコメントは以上でございます。

鈴木部会長：ありがとうございます。何か御質問、御意見等よろしいですか。

箱守委員：今、日本損害保険協会の方の御説明で事故の際の想定がないのではないかと御指摘でしたが、基本的には50億円までを引き受けた保険会社と共同してやっていくというのは、多少カバーのずれはあるにしても、その損害が50億円を超えるのか超えないのかという部分においての初動は、引き受けた損害保険会社がやるはずであり、国家補償を所掌している文化庁と連携をとりながらやっていくという想定で考えています。

ですから、例えば民間補償をA社が引き受けているのに他社のB社に査定を委託するということはまずあり得ないという理解はしております。例えば、

文化庁が査定をする会社をもう決めておいた方がいいということで B 社とか他社を選ぶのであれば、またそういう道もあるのかもしれませんが、基本的にはやはり下を引き受けている民間保険会社と共同で動いていくことで、スムーズに事故の処理を進めていくことができるのではないかと、当時の文化庁担当者といろいろお話をした記憶があります。

当初は日本の民間保険会社だけかなと思っていたのですが、現実には海外のブローカー経由の話も想定できます。1つには保険料が思ったほど下がらないということから、日本の主催者の方が海外に求めるということが出てきて、実際に海外ブローカーを使ったケースもありまして、そういう際にはどうなるのかといえば、やはりそれは考え方は同じで海外のブローカーがファーストロスの部分を受けているわけですから、そこの整合性を持ってやっていかないと、例えば、60億円の損害となった場合、国だけが払わないと言って、下は払うと言うようなことはまずあり得ないだろうと思っております。ただ、それは出てきてみないと分かりませんが、事故の処理の場合には保険会社が判断するというよりは第三者鑑定機関に調査を依頼して、保険事故の責任はあるのかないのか、損害額が幾らなのかという報告書が出た上での交渉事になってくるのではないかと考えていますので、50億円までを引き受けた会社と協力しながらやっていくのかなというイメージを私は持っています。

日本損害保険協会：私どもも常識的に考えれば当然下のレイヤーを持っている民間保険会社が査定をするわけですから、その会社の査定というのがまずあって、当然そこが査定した被害額が50億円を超えれば国の補償に関わってくるということというのが常識的には正しいところなのではないかと思っております。

具体的にそれでは査定を委託するのであればその契約書等、そういったところもあらかじめひな形等を作っておいて、速やかに稼働できるようにしておいたらいいのではないかというようなことを当初より御提案は差し上げているところでございます。

無論、いろいろなケースがございますので、レアなケースばかり数え出すと切りはないのですが、箱守委員がおっしゃるように通常であれば下のレイヤーを補償するところが見るのだろうなというところは同じ想定範囲でございます。

箱守委員： 条文に書いてあるのは、そういうことができるようにということで記載したというように私は理解していますけれども、実際にどことどうするのかということ想定した上でということではなくて、そういうことができるんだというその一言が条文に入っているという理解しております。

渡辺課長補佐：少し補足をさせていただきますと、先ほどの大坪様からも少し御紹介をしていただきましたけれども、今の法律、それから省令に、委託の内容について定めがございます、省令では、業務の委託ができるものとしては、一つは補

償金の支払の請求に関する書類の確認とかその補正の指示、二つ目は補償金の支払の請求に関する補償金の額の算定、三つ目は政府が支払うべき補償金の送金、その他軽微なものという、省令上はこの四つが規定されております。

ただ、実際細かいところはどのようにするのかというのは、別途検討が必要かもしれませんけれども、最終的には文部科学省の方で支払う額ですとか、実際に支払うかどうかというところは決めると思うのですけれども、実際それに先立っての実務、あるいは実際お金を送るところの事務は、省令の中でも委託することができると思われるところがございます。

鈴木部会長：この件に関しまして、ほかに何かございますでしょうか。

白原委員：箱守委員に御質問させていただきたいのですが、というのは委員会で今まで何度となく箱守委員からお話のあった保険に支払う金額について、実際には50億円に掛ける保険が民間の保険会社に支払う保険と思っておりましたが、例えばそれが全体で500億円であれば500億円に対する保険というようなお話を前にお伺いして、それをやはり50億円という中での保険にしたらどうかといったお話を伺ったように思うのですが、そのあたりのところをもう一度お話をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

箱守委員：それは計算上の問題で、ファーストレイヤーという下の50億円までの部分をどう引き受けるかという、50億円までの部分は最初の1円から払わなければいけないのでリスクが濃いといえますか、例えばようかんを考えていたときに、50億円までの部分にようかんがあつて、その上に例えば450億円のようかんがあるとしたときに、上の450億円の方の事故が起こる確率というのは極めて低くなるわけですね。下の50億円の方がリスクが濃いから。だから、その部分は保険料を、例えば全体が何千万という保険料だったとすれば、そのうちの50億円部分は4割、5割、6割、その辺はいろいろでしょうが、それぞれの会社の判断になるのです。6割ぐらいをとるとというのが今まで多かったわけです。私自身は、この制度では50億円だけ払えばいいわけだから、もっと安くしたらどうですかという話を前から言っているところです。

白原委員：そうですね。

箱守委員：50億円について見直しをするという中で皆さんの御意見ですごく多いのは、やはり保険料削減効果が少ないので、手間を掛けても保険料がそれしか減らないのであれば、申請をやめようかというようなことで、逆に後ろ向きになってしまっていると感じます。今年度においても補償制度の公募のうち2回については、申請がなく専門調査会が休会になってしまったということがあり、極めて残念な状況になっています。そういう中では、やはりこの国家補償制度

の見直しの機会にその通常損害の補償の下限額である50億円のバーを引き下げれば、それと同時に保険料が減るとのお考えはあると思いますが、50億円の引下げで保険料が減ったとしても、国家補償ではない案件の展覧会が出てくれば、保険料のパイは増えるわけなので、そういう考え方をしてもらえないかなというように私は思っています。

あと、先日岡部委員から教えていただいたフランス文化省のサイトを見ると、フランスとドイツでは、EUの中の国家補償制度についての検証をしているのです。その中で、これをざっと読んだだけなのですが、世界の流れは国家補償制度へ流れているように感じます。保険料が全体予算の中に占める割合がかなり大きく、場合によっては20%にもなるということで、多くの国々が国家補償制度を取り入れていること、民間保険以外に国家補償制度が独立的な存在として出てきているというような状況が書いてあります。

あとフランスの場合では、多分、日本の場合と違って、下限のバーが64億円ぐらいでしょうか、それに加えて、更には補償料といいますか、国家補償を得るために3万500ユーロをフランス文化省に払う必要があり、日本円で300万円から400万円ぐらいの金額を納めなければいけないとされています。ですから、申請手続も大変であり、補償料の負担もあるという中でフランスの国家補償に申請するということは、やはり保険料の削減効果が大きいのではないかと思いますので、フランスのマーケットでどう扱われているのかということ、やはり文化庁でも調査していただきたいと個人的には思います。

というのは、この国家補償制度がうまく適用されないケースの大きな理由は、一つは保険料が下がらない、それから日本の国家補償の約款は免責が多過ぎる、また、日本の政府側としても約款の改定を行い、当たり前のことはある程度省いたつもりでいるわけで、それほど内容が変わったという理解は海外の美術品所有者にはない。厳密に言えば多少変わってはいるのですが、それほど明確ではないのかなということなので、その辺を使いやすくしていくことが今後のこの制度の発展に関わってくると考えている次第です。

岡部委員： 少し補足ですが、私の知り合いのポンピドゥー・センターの学芸員などにメールで、この国家補償制度のことについて、フランスではどうなのかということ質問したのですが、やはり先ほどおっしゃっていたようにグラン・パレでやるような大きな展覧会とか、そういう展覧会以外でポンピドゥー・センターで開催しているような展覧会にも国家補償制度が適用されたことがあるのかどうかについては、返答がなかったため、具体的なことがよく分からないので、調べていただければと思います。

例えば、今年、フランスのポンピドゥー・センターに行ってみたのですが、リヒテンシュタインの展覧会が開催されており、60億円はカバーしていると思いましたので、この展覧会に国家補償が適用されているのかということを経営者の方に質問をしたのですが、返答ないのでよく分からないのです。

国家補償にポンピドゥー・センターが入っていると、いないとか、よく分



からないのですが、ポンピドゥーの人は国家補償制度には余り関心がないような気がしました。

白原委員： アメリカの展覧会などですと、展覧会の図録などにクレジットとして NEA が補償していることを書く欄があるのですが、フランスの場合はそういう国家補償を使ったというクレジットは図録に入らないのでしょうか。

岡部委員： 図録を確認しておりませんので、それは分かりませんね。

日本損害保険協会： 先ほど保険の濃い、薄いという仕組みのお話でしたが、保険業界からもヒアリングのため出席しているので、その辺を御理解いただいた方がいいのではないかと思います。少し言及させていただきたいと思います。

先ほど箱守委員から少しお話がございましたけれども、保険のメカニズムについてお話をしますと、基本的に例えば500億円規模の美術展の場合ですと、下側でリスクが濃くなるという、先ほどようかんのお話でしたが、そういう仕組みがもともとございます。

実際に50億円という規模を考えたときに、そのリスクが実際に、全体に対するリスクの量としてどれぐらいあるのかという形で、我々の保険料が算出されており、そこは例えば単純に金額が500億円なのか、あるいは300億円なのか、100億円なのかという議論だけではなくて、例えば点数ですね。規模が大きくなりますと、美術展の点数は多くなりますので、そういった点数が多くなると下側の濃いところにリスクが多くなっていくというようなこと、それから美術展の金額のレンジがどこにあるのかというようなところも、全体に対する濃さを計算して保険料を算出するときに影響してまいります。

実際に、資料の後ろに考え方の一部を記載しておりますが、これは、この国家補償制度が制定されたときに美術品損害補償法という逐条解説が美術品損害補償法研究会から発刊されておまして、こちらの Q & A に実際に掲載されているものが添付資料になっております。これは文化庁の当時の担当者が中心になって記載されたものですが、こちらの方でも全体に対する前後の削減の割合が示されておまして、こういう考え方に基づいて現在の我々の削減幅が計算されているということがございます。

それから、先ほど少しお話がございました海外の美術館の話では、一般的ではありませんが多いケースとして、我々の非常に身近なところだと、火災保険とか自動車保険のように美術館自体が保険契約を1年間掛けていることが多いと伺っております。これも一定の引受けの限度額というのがもともとございますので、一概に全てがその対象になっているわけではないのですが、そういった意味で保険の年間契約を美術館側がされて、それに該当するものは当然ですが追加の費用が発生してこないというケースもあるかと思っておりますので、美術館によってはそういった保険の御購入をされていらっしゃる事例もというふうに伺ったことがございます。

以上でございます。

鈴木部会長：ありがとうございました。ほかに御意見はありませんか。

岡部委員： 国家補償制度を適用した場合に、民間保険会社の仕事が少なくなるとか、例えばイギリスの場合はどうなのでしょう。国家補償制度を採用してから適用例がどんどん増えているわけですね。その間、イギリスの民間保険会社の売上げがぐっと落ちてしまって運営が困難になっているような例は幾つもあるのでしょうか。その辺を調べていただきたいと思っています。

渡辺課長補佐：恐らく事務局が調査するとすれば、在外日本国大使館を通じて調査することになると思いますので、どこまで調査できるかということも含めて検討させていただきたいと思います。

鈴木部会長：時間が参りましたので、ヒアリングはこのあたりで終わりにしたいと思います。日本損害保険協会の皆様、ありがとうございました。以上で美術品補償制度に係るヒアリングは終了いたしますけれども、今、御提言、御意見いただきました件につきましては、当部会としましても問題は認識しているつもりであります。今後、皆様の御提言、御意見を十分に検討いたしまして、よりよい美術品補償制度の実現に努力してまいりたいと思っています。本当に今日はありがとうございました。

## (2) その他

- ・ 事務局よりカルコン美術対話委員会について報告を行った。